比較法学会 理事長野村豊弘

会員各位

比較法学会第75回総会を、下記の要領にて開催いたしますので、ご案内申し上げます。 ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

比較法学会第75回総会

日 時:2012年6月2日(土)・3日(日) 開催校:京都大学大学院法学研究科(共催)

開催地:京都大学 吉田キャンパス 〒606-8501 京都市左京区吉田本町

受 付:法経済学部本館 1階 北西入口

* 時間配分および会場は暫定的なものですのでご承知おきください。 変更の可能性もありますので、当日会場での案内をご確認ください。

第1日:6月2日(土)午前

午 前:

部会報告 9:00~12:00

英米法部会その1法経済学部本館1階第7教室英米法部会その2法経済学部本館2階第6教室大陸法部会法経済学部本館2階第1教室社会主義法・アジア法部会法経済学部本館2階第10教室

	英米法その1	英米法その2	大陸法	社会主義法・アジア法	
9:00 - 9:55	西内祐介	戒能通弘	且井佑佳	-	
10:00 - 10:55	古谷英恵	萬澤陽子	稲垣朋子	蔡 秀卿	
11:00 - 11:55	花元 彩	椎名智彦	小場瀬琢麿	ナルギザ アミロバ	

昼 食 12:00~13:30 法経済学部本館 第8・第9・第11教室 **理 事 会** 12:00~13:30 法経済学部本館 東側 4階 大会議室

参加申し込みは、オンライン申込(19-21頁)またはFAX申込(22頁)にて、 <u>5月11日(金)</u>までに到着するようご送信ください。 可能な限りオンライン申込をご利用ください。

第1日:6月2日(土)午後

午 後:

会員総会 13:30~14:00 法経済学部本館 2階 第1教室

ミニ・シンポジウム 14:00~17:00

A「PACLという試み」 法経済学部本館 2階 第1教室

企画責任者:金山直樹(慶應義塾大学)

B「イギリスの新最高裁判所」 法経済学部本館 1階 第7教室

企画責任者:中村民雄(早稲田大学)

C「ミクスト・リーガル・システムと日本法」 法経済学部本館 2階 第6教室

企画責任者:松本英実(新潟大学)

D「同性婚」 法経済学部本館 2階 第 10 教室

企画責任者:本山 敦(立命館大学)

休憩場所・昼食場所など 9:00~17:00 法経済学部本館 第8・第9・第11教室

懇親会 18:00~20:00 会場:カフェレストラン「カンフォーラ」(正門西隣)

会費:5,000円を予定(当日受付でお支払いください)

第2日:6月3日(日)

全体シンポジウム

「『公正な裁判』をめぐる比較法」

企画責任者:滝澤 正(上智大学)

午前の部 9:30~12:00 法経済学部本館 2階 第1教室

昼 食 12:00~14:00 法経済学部本館 第8・第9・第11教室

理事会 12:00~14:00 法経済学部本館 東側 4階 大会議室

午後の部 14:00~17:00 法経済学部本館 2階 第1教室

休憩場所・昼食場所 9:30~17:00 法経済学部本館 第8・第9・第11教室

****** 第1日(6月2日)*******

部会報告 9:00~12:00

英米法部会 その1 会場 法経済学部本館 1階 第7教室

9:00~9:55 西内祐介(近畿大学)

「英米法における表見代理論の新展開

表見代理の理論的基礎をめぐる最近の議論を中心に」

司会:木村 仁(関西学院大学)

10:00~10:55 古谷英惠(武蔵野大学)

「アメリカ契約法における錯誤と不実表示の適用領域」

司会:野村豊弘(学習院大学)

11:00~11:55 花元 彩(大阪経済法科大学)

「AIDにより出生した子の法的親子関係に関する一考察

夫の『同意』の立証をめぐって 」

司会:山口亮子(京都産業大学)

英米法部会 その2 │ 会場 法経済学部本館 2階 第6教室

9:00~9:55 **戒能通弘**(同志社大学)

「近代英米法思想の展開 ホッブズ゠クック論争からリアリズム法学まで 」

司会:中村民雄(早稲田大学)

10:00~10:55 **萬澤陽子**(公益財団法人日本証券経済研究所)

「米国のインサイダー取引責任に関する法の再考

コモン・ローの発展から 」

司会:柿嶋美子(東京大学)

11:00~11:55 **椎名智彦**(青森中央学院大学)

「プロセス法学再訪:その背景と意義」

司会:井上 彰(中央大学)

大陸法部会 │ 会場 法経済学部本館 2階 第1教室

9:00~9:55 **且井佑佳**(同志社大学)

「ドイツにおける介護給付の評価 ドイツ相続法改正を中心に 」

司会:床谷文雄(大阪大学)

10:00~10:55 稲垣朋子(日本学術振興会特別研究員)

「ドイツにおける離婚後の共同監護と面会交流援助」

司会:神谷 遊(同志社大学)

11:00~11:55 **小場瀬琢磨**(立正大学)

「EU 構成国の国家性尊重をめぐる EU 法とドイツ法の懸隔と一致

EU法上の国家性尊重条項とドイツ基本法の比較考察を通じて」

司会:中村民雄(早稲田大学)

|社会主義法・アジア法部会 | 会場 法経済学部本館 2階 第 10 教室

10:00~10:55 蔡 秀卿(大阪経済法科大学)

「東アジアの行政法の共通原理の形成可能性

『法治主義』概念の比較研究を中心に」

司会:鈴木 賢(北海道大学)

ナルギザ アミロバ (名古屋大学) 11:00~11:55

「ウズベキスタンにおける離婚手続とその改良の可能性」

司会:杉浦一孝(名古屋大学)

昼 12:00~13:30 法経済学部本館 第8・第9・第11教室 食

理事会 12:00~13:30 法経済学部本館 東側4階 大会議室

13:30~14:00 法経済学部本館 2階 第1教室 会員総会

ミニ・シンポジウム 14:00~17:00

ミニ・シンポジウム A │ 会場 法経済学部本館 2階 第1教室

「PACLという試み」

鹿野菜穂子(慶應義塾大学) 司会

曽野裕夫(北海道大学)

報告

「比較法からPACLへ」 金山直樹(慶應義塾大学)

「中国契約法からPACLへ」 小林正弘(清華大学)

「韓国契約法からPACLへ 債務不履行を中心に」 徐 熙錫(釜山大学)

「法整備支援からPACLへ」 松尾 弘(慶應義塾大学) 「CISGからPACLへ」

ミニ・シンポジウム B 会場 法経済学部本館 1階 第7教室

「イギリスの新最高裁判所」

司会 安部圭介(成蹊大学)

報告

「最高裁の設置経緯、任命、運営」 幡新大実(バリスタ)

「最高裁と不法行為法」 佐野 隆(帝塚山大学)

「最高裁とヨーロッパ法」 中村民雄(早稲田大学)

「イングランド法と『他者の法』」 芹澤英明(東北大学)

「コモン・ロー諸国の最高裁判所間の判例の相互引用」 浅香吉幹(東京大学)

ミニ・シンポジウム C 会場 法経済学部本館 2階 第6教室

「ミクスト・リーガル・システムと日本法」

報告

趣旨説明:

「ミクスト・リーガル・システムとして見た日本法」松本英実(新潟大学)

総論

「ミクスト・リーガル・システム概念と研究状況」Vernon Palmer (Tulane Law School,

Eason Weinmann Center of Comparative Law;

President of World Society of Mixed Jurisdiction Jurists)

「日本法における法源 ミクスト・リーガル・システムの観点から」

小川浩三(桐蔭横浜大学)

各論:信託法

「南アフリカ法からの検討」Marius de Waal (University of Stellenbosch)

「日本法における信託――ミクスト・リーガル・システムの観点から」

溜箭将之(立教大学)

全体ディスカッション(英語・独語・仏語・日本語を使用)

ミニ・シンポジウム D 会場 法経済学部本館 2階 第10教室

「同性婚」

報告

「企画の趣旨」本山 敦(立命館大学)「フランス」大島梨沙(新潟大学)「ドイツ」渡邉泰彦(京都産業大学)「イギリス」田巻帝子(新潟大学)「アメリカ」鈴木伸智(愛知学院大学)

懇親会 18:00~20:00

会 場:カフェレストラン「カンフォーラ」(正門西隣) 会 費:5,000円を予定(当日受付でお支払いください)

****** 第2日(6月3日) *******

全体シンポジウム 会場 法経済学部本館 2階 第1教室

「『公正な裁判』をめぐる比較法」

総合司会:滝澤 正(上智大学)

高作正博(関西大学)

報告(前半) 9:30~12:00

(1) 9:30~9:35 序論 滝澤 正

(2) 9:35~10:00 国際法 洪 恵子(三重大学)

(3)10:00~10:25 欧州人権法 建石真公子(法政大学)

(4)10:25~10:45 欧州連合法 西連寺隆行(日本大学)

(5)10:45~11:10 フランス法 小林真紀(愛知大学)

(6)11:10~11:35 ドイツ法 荒井 真(フェリス女学院大学)

(7)11:35~12:00 イギリス法 江島晶子(明治大学)

昼食・休憩 12:00~14:00 法経済学部本館 第8・第9・第11教室

理事会 12:00~14:00 法経済学部本館 東側4階 大会議室

報告(後半)14:00~15:20

(8)14:00~14:25 ロシア法 伊藤知義(中央大学)

(9)14:25~14:50 アメリカ法 原口佳誠(早稲田大学)

(10)14:50~15:10 コメント・日本法 高作正博

(11)15:10~15:20 総括 滝澤 正

休憩 15:20~15:45 法経済学部本館 第8・第9・第11教室

討論 15:45~17:00

****** 部会報告 ******

英米法部会その1

英米法における表見代理論の新展開 表見代理の理論的基礎をめぐる最近の議論を中心に

西内祐介(近畿大学)

2005年に米国では、約半世紀ぶりとなる第三次代理法リステイトメントが採択・公表された。右リステイトメントは、従来のアメリカの表見代理法を大幅に変更・再整理するものであった。他方、英国では EC 指令を受けた 1993年代理商規則の制定による代理人概念の多様化や、1993年の控訴院判決 (First Energy事件判決)を契機とした表見代理の本人帰責要件を再考する議論の高まりといった動きが見られる。本報告では、英米の代理法における近時の動向を紹介することで、英米法の表見代理理論の意義や特徴を明らかにしたい。また、表見代理の理論的基礎という「表見代理の本質」に関わる問題の検討を通じて、今後の我が国の表見代理理論の在り方についても考えたい。

関連論文:

拙稿「表見代理と禁反言の法理の関係 イギリス表見代理法理を素材として 」九大法学 94 号 414 - 352 頁 (2007 年)。

同「アメリカ法における代理の発生原因 第三次代理法リステイトメントによる変更 」九大法学 96号63-83頁(2008年)。

アメリカ契約法における錯誤と不実表示の適用領域

古谷英恵(武蔵野大学)

現在、民法(債権関係)改正の審議に際して、不実表示法理を導入するか否かが議論されている。 しかしながら、仮に不実表示が意思表示に関する規定の中に組み込まれた場合、その機能する場面 の多くが、従来の錯誤や詐欺の適用領域と重複すると考えられる。それでは、不実表示を導入する ことによって、錯誤・詐欺との関係は一体どのようになるのだろうか。

この点を検討するに当たり、不実表示法理を包含する英米法において、どのような経緯を経て、なぜ不実表示が出現するに至ったのか、錯誤・詐欺との関連でどのような機能を有しているのか、という点を明らかとすることが有用であろう。

以上のような観点から、本報告では、英米法のうち特に米法の錯誤と不実表示を対象に上記の点を考察し、日本における不実表示法理の必要性と、錯誤と不実表示の適用領域について示唆を得ることを目的とする。

関連論文:

拙稿「契約の成立、解釈と錯誤のリスク負担」武蔵野大学政治経済学部紀要 1 号 45 頁 (2009 年)。同「契約自由の原則と錯誤のリスク負担」平野裕之ほか編『現代民事法の課題』(信山社、2009 年) 43 頁。

AIDにより出生した子の法的親子関係に関する一考察 夫の「同意」の立証をめぐって

花元 彩(大阪経済法科大学)

生殖補助医療技術の先進国であるアメリカでは、父子関係の存在が認められると、父はその子に対し扶養義務を負う。AIH の場合、父子関係の存在が問題になることはまずない。しかし、AID の場合、母の夫に加えて精子提供者を「父親」と考えることもできるので、どちらが子に対し扶養義務を負い、子はどちらの相続人になるかという問題が生じる。

アメリカでは、「統一親子法」を指針としつつ、生殖補助医療により出生した子の親子関係を規律する制定法を採択している州があり、AID については、その多くが、書面による夫の同意を条件に、夫を子の「法的な父」とみなすと規定している。しかしその一方で、同意の推定や黙示の同意で足りるとする裁判例が蓄積されつつある。

では、どのような場合に「同意」があったとみなされてきたのだろうか。本稿は、この点に焦点を当て、生殖補助医療に関する法制度への新たな視座を探るものである。

関連論文:

拙稿「AID により出生した子の法的親子関係に関する一考察 夫の『同意』の立証をめぐって 」 経法論集 71 号掲載予定。

英米法部会 その2

近代英米法思想の展開 ホップズ=クック論争からリアリズム法学まで

戒能通弘(同志社大学)

本報告の対象は、17世紀のクックから 19世紀後半のメインまでのイギリスと、ホームズ、パウンド、ルウェリンといった 20世紀初頭前後のアメリカの法思想である。

本報告では、まず、イギリスのコモン・ロー伝統において、法実証主義的要素(法の効力を事実に基礎づける立場)、コモン・ローを捉える枠組みの漸進的変化という連続性を見出すことができることを示したい。もう一つの連続性として、ルールとしてコモン・ローが捉えられていたという点があり、その救済的な側面は、裁判官であったヘイルやブラックストーンによっても主題的に扱われることはなかった。一方、裁判官の法的推論についての考察は、アメリカの法思想の主題であり続けている。本報告では、オースティンとホームズの法思想を比較することで、その焦点の違いの背景を検討したい。それは、ハート、ドゥオーキンといった、現代における英米間の法理学の性質の違いも説明できる観点である。

関連論文:

拙稿「近代英米法思想の展開(一)~(四・完)」同志社法学 61 巻 1 号(2009 年)55 - 126 頁、61 巻 7 号(2010 年)33 - 117 頁、62 巻 3 号(2010 年)105 - 205 頁、63 巻 1 号(2011 年)631 - 717 頁。

米国のインサイダー取引責任に関する法の再考 コモン・ローの発展から

萬澤陽子(公益財団法人日本証券経済研究所)

本報告は、米国のインサイダー取引責任に関して発展してきた法理論について再考するものである。わが国のようなインサイダー取引を禁ずる個別具体的な条文が用意されていない米国では、詐欺を禁ずる一般条項の解釈でインサイダー取引を規制してきたが、その解釈で使われた理論は、わが国では要求されない要件を課しており、従来不可解なものとして批判されることが多かった。本報告では、この「不可解」な理論がなぜ米国で採られることになったのかについて、コモン・ロー上の詐欺の発展という観点から明らかにすることを試みる。すなわち、現在のインサイダー取引と共通の要素を有する事案について、コモン・ロー上あるいは制定法上の詐欺がどのように適用されてきたのか、あるいは適用されてこなかったのかを包括的に検討し、詐欺責任が肯定されるために常に何が必要とされてきたのかを明らかにし、それを軸に米国のインサイダー取引責任の法を再構成する。

関連文献:

拙著『アメリカのインサイダー取引と法』(弘文堂、2011年)。

プロセス法学再訪:その背景と意義

椎名智彦 (青森中央学院大学)

本報告は、プロセス法学の理論史的意義について再検討を加えるものである。周知の通り、プロセス法学は、1950年代以降のアメリカの法学において影響力を有するに至った考え方であり、実体的・価値的側面よりも、手続的・制度的側面を強調して法的考察を行う点に特徴がある。そして、そのような思考方法は今日、憲法、訴訟法、法哲学など様々な分野に承継されている。本報告では、"institutional competence"や"reasoned elaboration"といったこの学派の主要理論が、司法からの党派性の排除を通じた積極主義の抑制を念頭に考案されたものであったという点を、当時の法制史的文脈に即して明らかにする。また、プロセス法学は、1970年代以降の法学の多極化の中で多くの批判に曝されたが、近時、その意義が再び見直されつつある。この再評価は、プロセス法学の理論体系が、司法における中立性・中道性の保持を指標として構想されていることと関連している。本報告では、このような再評価の現代的意義についても考察する。

関連論文:

拙稿「プロセス法学再訪:その背景と意義」青森中央学院大学研究紀要 16 号 17 - 49 頁(2011年)。

大陸法部会

ドイツにおける介護給付の評価 ドイツ相続法改正を中心に

且井佑佳(同志社大学)

要介護者の増加に伴う家庭内の介護給付にかかる評価は、寄与分制度のみならず、その他の相続法上の諸制度ならびに社会保障法とも関連してきわめて重要である。この点、ドイツでは、家族をめぐる社会的展開や価値観の変化などを理由として、遺留分制度の見直しを中心とした 2009 年相続法改正がなされており、家族による介護の社会的評価およびその促進の観点から介護給付を積極的に評価することもまた、その目的の一つに掲げられている。対象となった BGB2057 条 a 自体の改正は、結果としてきわめて狭い範囲にとどまっているものの、改正過程における議論は、日本における介護給付問題の解決にあたっても有益であると思われる。本報告では、ドイツ相続法改正過程で展開された議論を紹介し、その意義を検討する。

関連論文:

拙稿「ドイツにおける相続分の調整」同志社法学 344 号 157 頁。

ドイツにおける離婚後の共同監護と面会交流援助

稲垣朋子(日本学術振興会特別研究員)

わが国では離婚件数が増加傾向にあり、離婚後の子の福祉の質をいかに高めていくかという問題が、今後ますます重要性を増してくる。本報告においては、1980 年代に端を発した離婚後の共同監護をめぐる議論について、立法およびその運用の一例として、別居・離婚後の共同監護法制が 1998 年に施行されたドイツの状況を取り上げる。まず、これまでに蓄積された裁判例から、共同監護はいかなる場合に子の福祉に適うのかを考察する。ドイツには、共同監護の形態として、子の居所は父母のいずれかのもとに定め、子にとって重大な意味を持つ事項に関する決定権を父母共同で有する法的共同監護と、これに加え身上共同監護も父母共同で行う交替モデルがある。双方の監護形態について、父母間に紛争が生じたときの裁判所による解決方法、その限界を探ることで、共同監護の現実を見据える。その上で、共同監護・面会交流の当事者である父母や子に手を差し伸べる社会的支援のあり方に触れる。

関連論文:

拙稿「離婚後の父母共同監護について ドイツ法を手がかりに (1)(2・完)」国際公共政策研究 16 巻 1 号 (2011 年) 243 頁、16 巻 2 号 (2012 年)。

E U構成国の国家性尊重をめぐる E U法とドイツ法の懸隔と一致 E U法上の国家性尊重条項とドイツ基本法の比較考察を通じて

小場瀬琢磨(立正大学)

EU 基本条約に基づいて超国家的統治を行う EU は、EU 権力の正統性確保と権力行使の制限に関する法をもつ。この EU 憲法は、EU 制度構築と EU 基本条約の憲法的解釈という EU 側の要因と、EU 統治が国内憲法上の基本原則に適合的であることを要求する構成国側の要因の緊張対立を発展動因としてきた。本報告は、EU が構成国の国家性を尊重すべき義務を定める EU 条約 4 条 2 項と独基本法 79 条 3 項を起点とし、両起点からの議論を比較対照することによって、構成国の国家性尊重という EU 憲法規範の現実的意義と機能を探るものである。すなわち、独連邦憲法裁判所のリスボン条約事件判決を手がかりとして独基本法からの国家性尊重要請の内容を踏まえ、次いで欧州司法裁判所の EU 法の解釈適用において実際に尊重されてきた国家性の内容(構成国の公の秩序など)を確認し、国家性尊重条項が EU 構成国の国家性の侵食に対する有効な歯止めとして機能してきたかについての評価を総合することによって検討を行う。

社会主義法・アジア法部会

東アジアの行政法の共通原理の形成可能性「法治主義」概念の比較研究を中心に

蔡 秀卿(大阪経済法科大学)

東アジア(日本、台湾、韓国、中国を指す。以下、同)共通法の形成可能性について、これまで、比較法、法文化ないし比較法文化学、法哲学、法制史などの基礎法学のみならず、憲法、民法、経済法、知的財産法等の実定法分野においても、観念論・実践論的な研究が進められてきた。先行業績が比較的乏しい行政法分野においても同様な研究課題が求められる。本報告は、「東アジア行政法」の形成を眺望しつつ、東アジアの行政法に共通する基本原理原則を模索するために、行政法の基本原理原則のうち最重要な「法治主義」又はそれに準ずる法概念が、各国において、どのように外国法を継受し理解してきたのか、どのように自国化してきたのか、すなわち自国の国情などに適合するように変容させつつ展開させてきたのか、そしてそれが現在ではどのように定着し、あるいは定着していないかを考察する。その上、「法治主義」が東アジアにおいて行政法の共通原理として形成可能か否かを考えてみたい。

関連論文:

拙稿「東アジアにおける行政法の基本原理原則に関する比較研究 東アジアの行政法の共通性の模索のための準備的考察 」大阪経済法科大学法学論集 71 号(2012 年予定)。

ウズベキスタンにおける離婚手続とその改良の可能性

ナルギザ アミロバ(名古屋大学)

ウズベキスタンでは、離婚手続の過程で近隣コミュニティのマハラ調停委員会が重要な役割を担っている。マハラによる離婚調停があったにもかかわらず、調停が成立しなかったことを証明する書類がなければ、離婚に関する裁判や手続は始まらない。調停委員会のアイデアは、とても有益であるが、報告者の研究により、その調停委員会は、ほとんど実効性がなく、10件の事例のうちの9割で、マハラ調停委員会は何もできなかったことが明らかになっている。したがって、報告では、次の観点から、マハラの調停委員会の家事紛争の調停手続、とくに離婚調停手続における重大な欠陥を明らかにする。(1)家事紛争対策のための法的根拠と明確なメカニズムの存在の有無、(2)秘密性の原則の有無、(3)調停委員会のメンバーが使用する方法、(4)信用性。

本報告では、調停委員会が最善の方法を取り信用を得るためには、マハラのシステムの抜本的な 改革が必要であることを示す。最後に、この問題の解決策となりうる家事紛争解決における調停に ついての私見を提示する。調停の既存のモデルを示すだけでは、何も問題の解決にはならない。現 在、世界中で使用されている家事紛争解決システムにおける家事調停の長所を取り入れながら、ウ ズベキスタンの人々の気質、伝統および文化を考慮に入れ、ウズベキスタン独特の家事調停システ ムを確立する必要があるのではないかと考えている。

関連論文:

Mediation in family dispute resolution: opportunities for transforming divorce procedure in Uzbekistan, PhD dissertation, 2011.

******* ミニ・シンポジウム *******

ミニ・シンポジウムA

PACLという試み

企画の趣旨

金山直樹(慶應義塾大学)

私たちは、アジアにおける取引の基本的な法的枠組みを提示するモデル法として、PACL (Principles of Asian Civil/Commercial Law)を策定することを目指して、2009年から活動している。もっとも、これまでのところ、その作業は契約法(それも総論部分)に限られているので、現状では、Principles of Asian *Contract* Law と説明した方が簡明でかつ実体に即しているかもしれない。

本ミニ・シンポジウムにおいては、中国・韓国のメンバーの参加も得た上で、PACLの現状を紹介するとともに、会場からはその課題や問題点につき広くご意見を賜ることができればと願っている。報告および質疑応答は、原則として日本語によってなされる予定である。

司会:

鹿野菜穂子(慶應義塾大学)

報告:

- 1 金山直樹 (慶應義塾大学)「比較法からPACLへ」
- 2 小林正弘(清華大学)「中国契約法からPACLへ」
- 3 徐 熙錫 (釜山大学)「韓国契約法からPACLへ 債務不履行を中心に」
- 4 松尾 弘(慶應義塾大学)「法整備支援からPACLへ」
- 5 曽野裕夫(北海道大学)「CISGからPACLへ」

関連論文:

NBLの2012年3月15日号から5月15日号まで、計5回にわたって、今回のミニ・シンポジウムのための資料として、登壇者の論文が掲載されることになっている。PACLの採択条文(英文)は、当日、会員に配布する予定である。その他、既発表の論文としては、以下のものがある。金山直樹「PACL(アジア共通法原則)の意義と課題」ジュリスト1406号(2010年)102~108頁。

Naoki Kanayama, « PACL (Principles of Asian Civil/Commercial Law) », Revue des contrats, 2010/3, p. 995-1006.

Naoki Kanayama, « PACL (PRINCIPLES OF ASIAN CIVIL LAW) », à paraître *in* : Mélanges Jean-Louis Baudouin, Éditions Yvon Blais, Québec, 2012.

PACL の条文等は、比較法学会会員向けに期間限定で公開しています(http://web.keio.jp/PACL/。 ID は「hikakuhou」、パスワードは「pacl」です。

ミニ・シンポジウム B

イギリスの新最高裁判所

企画の趣旨

中村民雄(早稲田大学)

2009年10月1日にイギリス最高裁判所(The Supreme Court of the United Kingdom)が、立法府および行政府から完全に独立の機関として、活動を開始した。これは従来イギリスで終審裁判所の役割を担っていた貴族院上訴委員会に代替し、イギリス全土の事件の終審となり、またスコットランド等への地方分権にともなう権限配分問題(devolution issues)を管轄する裁判所である(ただし、スコットランドの刑事事件の上訴は、人権法が絡むもの以外は、管轄しない)。最高裁は長官・副長官を含めて12名の判事で構成される。今次の改革は、2005年憲法改革法にもとづく。歴史的には、1873-75年の最高法院法により、コモン・ロー裁判所とエクイティ裁判所を統合した改革に次ぐ、抜本的な裁判制度改革である。理念的には、権力分立の徹底を図り、司法の独立を強化するイギリスの現代の憲法改革の一環である。

このミニ・シンポジウムでは、従前の貴族院上訴委員会と比較しながら、(1)最高裁の設置の経緯・目的(従前の貴族院上訴委員会のもっていた諸問題)最高裁の制度・組織、(2)判例法形成の手法・内容の面での連続・不連続について分析する。この作業は、現代イギリス法制度の理解に不可欠であるだけでなく、大会シンポジウム「公正な裁判」をめぐる比較法(企画責任:滝沢正教授)に密接に関連するものともなろう。さらに、他国の最高裁判所・憲法裁判所との比較研究の基礎をなす作業ともなるであろう。

司会:

安部圭介(成蹊大学)

報告:

- 「最高裁の設置経緯、任命、運営」幡新大実(バリスタ)
- 「最高裁と不法行為法」佐野 隆(帝塚山大学)
- 「最高裁とヨーロッパ法」中村民雄(早稲田大学)
- 「イングランド法と『他者の法』」芹澤英明(東北大学)
- 「コモン・ロー諸国の最高裁判所間の判例の相互引用」浅香吉幹(東京大学)

関連論文:

幡新大実「連合王国最高裁判所」法学教室352号(2010年)2-3頁。

中村民雄「EU の中のイギリス憲法」早稲田法学 87 巻 2 号 (2012 年) 325 - 357 頁、同「欧州人権条約のイギリスのコモン・ロー憲法原則への影響」同 87 巻 3 号 (2012 年) 409 - 441 頁。

ミニ・シンポジウムC

ミクスト・リーガル・システムと日本法

企画の趣旨

松本英実(新潟大学)

従来の比較法の概説書では、コモン・ローとシヴィル・ローという二分法と、国家単位の法システムとを前提としたために、コモン・ローとシヴィル・ローの「混成」であり、また必ずしも国家単位ではない「ミクスト・リーガル・システム mixed legal system」は、ほとんど視野の外におかれてきた。このような状況にあって、E U統合にともない「ミクスト・リーガル・システム」或いは、「ミクスト・ジュリスディクション (mixedjurisdiction)」研究が、種々の法理論的・実践的活動の中で近時注目されるようになったのも偶然ではない。コモン・ローとシヴィル・ロー双方の国家を含む「超国家的法秩序」たるE Uが、その法統合に向かう際に法理念的にも技術的にも問題となるのが、コモン・ロー体系とシヴィル・ロー体系の「インターフェイス」をどのように構築するかである。その際「ミクスト・リーガル・システム」地域、例えば、南アフリカ共和国やルイジアナなどの経験が非常に示唆的となる。

しかるに、我国においては「ミクスト・リーガル・システム」への関心は極めて薄いといわざるをえない。同研究がすぐれてヨーロッパ法的な問題であり、日本法への関係は理論的にも、実践的にも低いと考えられているからである。その前提には、わが国は法典法という意味で大陸法国であり、コモン・ローの影響はあるものの、それは表面的でミクスト・システムとまではいえないという判断がある。しかし、この前提は極めて疑わしい。

本シンポジウムでは、「日本法はミクスト・リーガル・システムである」という仮説を立て、ミクスト・リーガル・システム研究の先進地域の研究を参照しながら、これを検討する。「ミクスト・リーガル・システム」アプローチは日本法にとって方法論的な意味ばかりでなく、実践的にも重要な示唆を与え得る。たとえば、日本法の英語化(ex.「法の透明化プロジェクト」)や法整備支援という極めてアクチュアルな課題において、問題は、大陸法系の日本法は英語のコモン・ロー概念に翻訳しにくい、という単純なものではない。このような日本法を説明するインターフェイスを見つけることが必要なのであり、ミクスト・リーガル・システムがその鍵となりうるのではないかと考える。

趣旨説明:

「ミクスト・リーガル・システムとして見た日本法」松本英実(新潟大学)

総論:

「ミクスト・リーガル・システム概念と研究状況」Vernon Palmer (Tulane Law School, Eason Weinmann Center of Comparative Law; President of World Society of Mixed Jurisdiction Jurists)

「日本法における法源 ミクスト・リーガル・システムの観点から」小川浩三(桐蔭横浜大学)

各論:信託法

「南アフリカ法からの検討」Marius de Waal (University of Stellenbosch)

「日本法における信託 ミクスト・リーガル・システムの観点から」溜箭将之(立教大学)

全体ディスカッション (英、独、仏、日本語を使用)

ミニ・シンポジウムD

同性婚

企画の趣旨

本山 敦(立命館大学)

2011年7月、米国ニューヨーク州が同性婚を解禁して大きな話題となった。

現在、世界各地では、同性間の家族を制度化するにあたり、異性婚と同性婚の区別を撤廃し同性間の「法律婚」を認めたり(オランダ・カナダ・アルゼンチンなど)、従来の異性婚を維持しつつ別建てで同性間の家族的結合を法制度化したり(パックス=フランス、登録パートナーシップ=デンマーク・ドイツ・英国など)するというように、対応が分かれている。

ところで、2003 年 6 月、本学会第 66 回学術総会において、床谷文雄 = 渡邉泰彦 = 本山敦 = 田巻 帝子の 4 名は、「家族の再定義と法の役割」と題するミニ・シンポジウムを行った。これは、当時の、上述したような各国における同性婚や同性間の家族的結合の導入を受けて、4 か国(ドイツ・オランダ、フランス、英国)の法状況を紹介するとともに、わが国の家族法を含めた家族制度や家族観に与える影響を展望しようとする意欲的な試みであった。しかし、それから 9 年が経過したものの、この間、わが国では同性婚や同性間の家族的結合を制度化するような動きはほとんど見られない。

そこで、今回のミニ・シンポジウムでは、同性婚や同性間の家族的結合を制度化した各国(フランス=報告者・大島梨沙、ドイツ=同・渡邉泰彦、英国=同・田巻帝子、米国=同・鈴木伸智)が、その後、どのような問題・課題に直面したか・しているのかといった点を中心に比較法的観点から考察することとしたい。今後、わが国が同性婚や同性間の家族的結合の制度化を検討するに際し、有意義な情報を提供できると思われる。

関連論文:

上掲「家族の再定義と法の役割」比較法研究65号93頁(2004年)。

大島梨沙「フランスにおける非婚カップルの法的保護 パックスとコンキュビナージュの研究(1) (2・完)」北大法学論集 57 巻 6 号 370 頁・同 58 巻 1 号 210 頁 (2007 年)。

谷口洋幸・齊藤笑美子・大島梨沙編『性的マイノリティ判例解説』信山社(2011年)。

渡邉泰彦「ドイツ生活パートナーシップ法の概観 (1)(2・完)」東北学院法学 65 号 81 頁 (2006年)・同 66 号 1 頁 (2007年)。

田巻帝子「英国における同性カップルの子育てと養子」民商法雑誌 138 巻 4 = 5 号 436 頁(2008 年)。 Tamaki Teiko, *Legal and Social Circumstances of Same-sex Marriage in Japan*, ICCLP Publications No.11, Japanese Reports for the XVIIIth International Congress of Comparative Law (Washington, 25 July - 1 August 2010), pp.65-78(2011).

鈴木伸智「同性のカップルに対する法的保護 From Baker to Baker 」青山法学論集 42 巻 4 号 59 頁 (2001年)。

******全体シンポジウム******

全体シンポジウム

「『公正な裁判』をめぐる比較法」

企画責任者:滝澤 正(上智大学)

1 シンポジウム企画の趣旨

比較法においては、伝統的に国家法を相互に比較してその間の異同を明らかにすることを、さらにそうした異同の背景を探求することをもっぱら対象としてきた。ところが近時は、国家法を支えてきた主権国家の概念がゆらぎをみせている。一方において、超国家組織が各種成立しており、独自の法体系を形成している。したがって、国家法と超国家法、および超国家法相互の異同も比較の対象として考慮する必要が生じている。他方において、国際法もかつては国家相互の関係をもっぱら規律する法であったが、最近においては国内法のあり方に影響を与える内容をもつものが少なくない。したがって、国家法と国際法、さらには超国家法と国際法の異同も比較法の対象となろう。

このように主権国家が相対化した状況下において、拡大された比較法の問題をグローバルに扱い、それぞれの関係の特徴を把握する研究が今後必要となることは疑いない。しかしその作業は簡単なことではなく、また扱う項目によっても関係の内容は異なりうるので、一般的な特徴を指摘することは困難を伴うことが予想される。そこで今回の企画では、まずは対象事項を絞って具体的検討を行うことを考えた。対象事項としては「公正な裁判」をとりあげる。裁判が公正に行われることは、法の存在にとって決定的に重要なことであり、国家法のみならず超国家法も国際法も重大な関心を有している。共通の素材として適当と思われるからである。

考察にあたっては、裁判をめぐる人権保障に中核的にかかわってきた刑事裁判に限定せず、民事裁判や行政裁判も視野にいれ、逆に刑事裁判に固有な事項には深入りしない。また裁判所における手続きの公正のみならず、組織の公正さらには統治機構における位置づけなども扱う。また条文の規定、裁判所の判決の効力など制度的な仕組みのほか、インフォーマルな影響関係も可能な限り視野に入れることにする。その際に、国家法、超国家法、国際法を相互に連結する概念として、法の一般原理が機能する点にも着目したい。

これまでの企画との関係については、私自身が企画責任者となって、2010年のミニ・シンポジウムにおいて「ヨーロッパにおける法統合の新たな展開 人権保障を中心として 」を扱い、2011年のミニ・シンポジウムでは建石真公子教授が企画責任者となって、「ヨーロッパ諸国の人権保障における憲法裁判所とヨーロッパ人権裁判所」が扱われた。今回の企画は、前者の企画よりは各国法や日本法に広く目配りしており、また後者の企画よりは国際法や欧州連合法、各種裁判所を考慮に入れる点で視野を広くしている。逆に、両企画がともに人権保障を一般的に扱うのに対して、「公正な裁判」ということで、焦点を明確に絞って議論の拡散を防ぐことをねらっている。近時のこの2つの企画の成果を統合して、この機会に問題状況を総合的に検討しようと考えた。そのため建石教授にも協力を仰いだ。なおイギリス法については、今回のミニ・シンポジウムで別途最高裁判所について検討が予定されている。

2 シンポジウムの構成

比較法学会の伝統的なスタイルにのっとるならば、外国法を比較してそれに加えて外国法を超える法も視野に入れることになろうが、問題の性質からしてむしろ共通の基盤を確認することから出

発する方がよいと考えて、国際法、超国家法、外国法の順とした。

まず国際法としては、古くは世界人権宣言 10 条が公正な裁判に言及している。それ自体は法規としての拘束力を有しないとはいえ、人権規定のモデルとして大きな影響を与えた。さらには国際人権規約 B 規約 市民的及び政治的権利に関する国際規約)14条1項が公正な裁判を要求しており、締約国の国内法に対応を迫っている。このように国際法が規律する「公正な裁判」概念は、これまでこうした国内裁判所に関する規範として考えられてきた。しかし近年では国際組織として設立された裁判所、とりわけ国際刑事裁判所(ICC)に関する規範としても問題とされるようになっている。

つぎに超国家法としては、欧州人権法と欧州連合法をとりあげる。ほかにも東南アジア条約機構とか、米州人権条約、アフリカ人権条約などもあるが、必ずしもヨーロッパにおける実践のようには実効性ある運用がなされていないので、独自に検討することはしない。欧州人権条約(人権及び基本的自由の擁護に関する欧州条約)に関して言えば、6条1項が公正な裁判を要求しており、構成国の国内裁判のあり方について判例がおびただしい数に上っている。他方欧州連合も、基本権憲章を有するほか、EU 裁判所そのものにおける公正な裁判の実現が問われよう。

諸外国法については、各国が公正な裁判をどのように理解しているかを検討する。一方で国内人権法が公正な裁判をどのように要求しており、これを受けて国内法がどのようなかたちで公正な裁判を担保する制度を設けているのかが、他方で場合によっては国際法や超国家法からどのような改善要求を突き付けられているのかを検討する。対象国としては、フランス、ドイツ、イギリスという欧州連合、欧州人権条約の中核をなす3国に加えて、旧社会主義国からロシアをとりあげる。国際法、超国家法も視野に入れるのであまり対象国を拡大しないこととし、ヨーロッパ以外ではアメリカのみとした。さらにコメントを兼ねて最後に日本法を扱う。

各報告者の詳細なレジュメは、当日配付されることになっている。

3 タイムテーブル

総合司会:滝澤 正(上智大学) 高作正博(関西大学)

報告(前半) 9:30~12:00

(1) 9:30~9:35 序論 滝澤 正

(2) 9:35~10:00 国際法 洪 恵子(三重大学)

(3)10:00~10:25 欧州人権法 建石真公子(法政大学)

(4)10:25~10:45 欧州連合法 西連寺隆行(日本大学)

(5)10:45~11:10 フランス法 小林真紀(愛知大学)

(6)11:10~11:35 ドイツ法 荒井 真(フェリス女学院大学)

(7)11:35~12:00 イギリス法 江島晶子(明治大学)

昼食・休憩 12:00~14:00

報告(後半)14:00~15:20

(8)14:00~14:25 ロシア法 伊藤知義(中央大学) (9)14:25~14:50 アメリカ法 原口佳誠(早稲田大学)

(10)14:50~15:10 コメント・日本法 高作正博

(11) 15: 10~15: 20 総括 滝澤 正

休 憩 15:20~15:45

討論 15:45~17:00

事務局ならびに開催校からのお願い

1 .2010 年度より事務委託先となった学会支援機構のオンライン登録システムを利用し、総会参加申込を受け付けます。

[オンライン参加登録の手順](詳しくは20-21頁をご参照ください)

比較法学会ホームページ (http://www.asas.or.jp/jscl/index.html) から参加登録画面にお 入り下さい。まず会員番号の入力が必要となりますが、<u>封筒の送付ラベルにある 004 から始まる 10 桁の番号が会員番号です。またパスワードは、一昨年、会費請求時に同封してお知らせ</u> しております。2010 年度からのご入会の方は、再発行画面

(https://feb.db-boss.com/asas/seminar/login.asp?sid=401)より発行してください。(2011年度入会の方は、理事会承認後の最初の会費請求時にパスワードを同封しております。) なお、2010年度からの試みであることから所定(22頁)のファックスでの申込みも受付けますが、事務作業の効率化のため、なるベくオンラインでのお申込をお願いします。入力方法が不明な場合は学会支援機構(TEL:03-5981-6011)までご連絡ください。お弁当の注文および懇親会(会費5,000円を予定。受付時にお支払いください)への出席の有無も併せてご記入ください。登録申込の期日は、オンライン・FAX受付ともに5月11日(金)必着とさせていただきます。

- 2.両日の昼食は、弁当を手配します(1食1,000円お茶付き)。オンラインまたはFAXによる参加申込の際に、ご注文ください。代金は受付時にお支払いください。
- 3.学会会場への交通経路は23頁を、キャンパスマップは24頁をご参照ください。
- 4. 使用教室の変更等がある場合は、当日受付でご案内します。
- 5 . 会場となる建物は全館終日禁煙区域です。喫煙は当日指示される館外の喫煙場所をご利用くだ さい。
- 6. 学会当日の緊急連絡は、下記にお願いします。

開催校担当者(横山美夏理事)TEL:075-753-3232(大学)

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学大学院法学研究科

事務局からのお知らせ

比較法学会の会員管理業務は、2010 年度より一般社団法人・学会支援機構に委託しています。 会員の所属変更・入会申込・退会・雑誌購読に関する問い合わせ等の連絡は同機構・比較法学会 係宛に、その他の問い合わせは学会事務局にお願いします。

一般社団法人 学会支援機構

〒112-0012 東京都文京区大塚 5 - 3 - 1 3 小石川アーバン 4 階

E-mail: hikakuhou@asas.or.jp

TEL: 03-5981-6011 FAX: 03-5981-6012

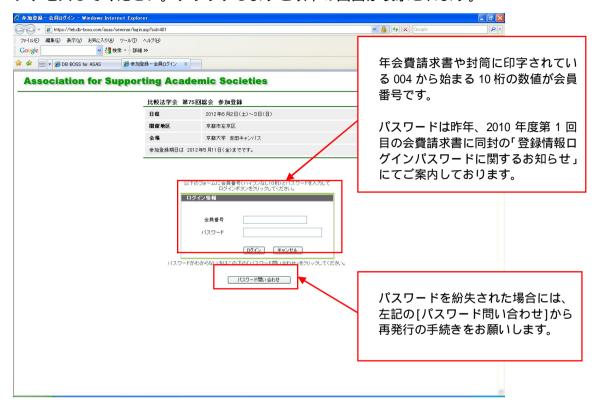
比較法学会事務局

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学法学部・本山研究室

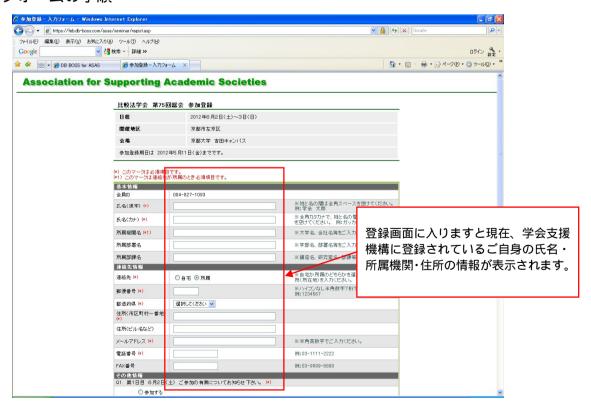
E-mail: motoyama@law.ritsumei.ac.jp TEL:075-466-3340(個人研究室直通) FAX:075-465-8294(法学部共同研究室)

比較法学会 第75回総会 オンライン参加登録の手順について

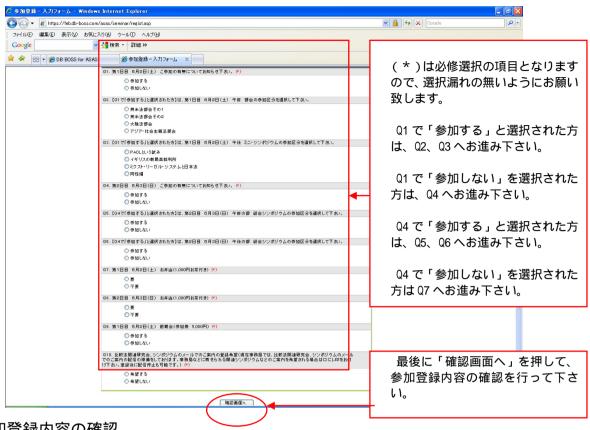
比較法学会ホームページ(http://www.asas.or.jp/jscl/index.html)から、総会参加登録ページへアクセスしてください。クリックしますと以下の画面が表示されます。



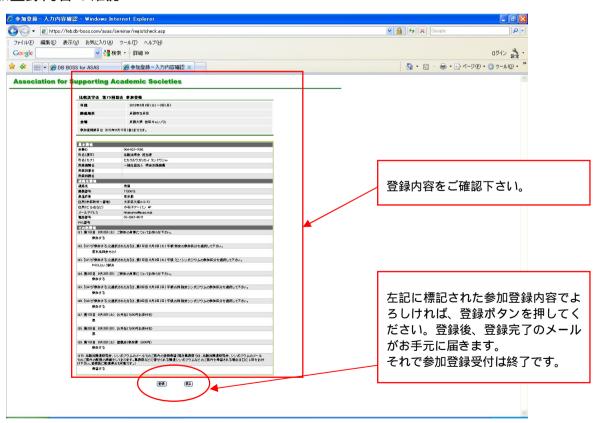
入力フォームの手順



参加情報入力の手順



参加登録内容の確認



この頁をコピーして、FAX申込にご利用ください。

できるだけオンライン申込(19-21頁参照)をご利用ください。

一般社団法人学会支援機構内 比較法学会係 御中

FAX: 03-5981-6012

比較法学会 第75回総会

第1日 6月2日(土)

参加する ・ 参加しない

(部会およびミニ・シンポジウムの参加区分に☑印をご記入ください)

午 前: 英米法部会(その1) 英米法部会(その2)

大陸法部会社会主義法・アジア法部会

午 後:ミニ・シンポジウム

A「PACLという試み」

B「イギリスの新最高裁判所」

C「ミクスト・リーガル・システムと日本法」

D「同性婚」

第2日 6月5日(日)

参加する ・ 参加しない

全体シンポジウム

午前・午後 午前の部のみ 午後の部のみ

お弁当(1食1,000円お茶付き。受付時にお支払いください)

第1日目 要 ・ 否 第2日目 要 ・ 否

懇親会(第1日目18:00~20:00)(会費5,000円を予定。受付時にお支払いください)

参加・ 不参加

(変更のある方は にレ印をお付け下さい.)

氏名:

住所:

所属:

メールアドレス:

準備の都合上、<u>5月11日(金)まで</u>に到着するようにご送信ください。 できるだけオンライン申込(19-21頁参照)をご利用ください。

京都大学吉田キャンパスまでの交通経路

(http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/access/campus/)

主な交通機関

主要鉄道駅	利用交通 機関等	乗車バス停	市バス系統	市バス経路	本学までの 所要時間	下車バス停
JR/近鉄 京都駅から	市バス	京都駅前	206 系統	「東山通 北大路バスターミナル」行	約 35 分	京大正門前
					#i 20 \]	又は百万遍
			17 系統	「河原町通 錦林車庫」行	約 35 分	百万遍
阪急 河原町駅 から	市バス	四条河原町	201 系統	「祇園 百万遍」行	約 25 分	京大正門前
					約25万	又は百万遍
			31 系統	「東山通 高野·岩倉」行	約 25 分	京大正門前
					約25万	又は百万遍
			17 系統	「河原町通 錦林車庫」行	約 25 分	百万遍
			3系統	「百万遍 北白川仕伏町」行	約 25 分	百万遍
地下鉄 烏丸線 烏丸今出川駅 から	市バス	烏丸今出川	203 系統	「銀閣寺道·錦林車庫」行	約 15 分	百万遍
			201 系統	「百万遍·祇園」行	約 15 分	百万遍
					無り15万	又は京大正門前
地下鉄 東西線 東山駅から	市バス	東山三条	206 系統	「高野 千本北大路」行	約 20 分	京大正門前
					#3 ZO)J	又は百万遍
			201 系統	「百万遍 千本今出川」行	約 20 分	京大正門前
					約20万	又は百万遍
			31 系統	「修学院·岩倉」行	約 20 分	京大正門前
					#3 ZO)J	又は百万遍
京阪 出町柳	徒步	(東へ)		約 20 分		
	市バス	出町柳駅前	201 系統	「祇園 みぶ」行	約 10 分	百万遍
					#2 10 XI	又は京大正門前
			17 系統	「錦林車庫」行	約 10 分	百万遍



京都大学吉田キャンパス構内マップ

(http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/access/campus/map6r_y.htm)
(http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/access/downlodemap/documents/2011/honbu2011.pdf)



4 法経済学部本館 B2